

渋情答申第3号

令和2年8月25日

渋川市長 高木 勉 様

渋川市情報公開審査会

会長 狩 野 要 一

答 申 書

渋川市長より令和2年7月3日付けで諮問された事案について下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

渋川市長（以下「実施機関」という。）が、令和2年4月21日付けで情報一部公開とした決定（以下「原処分」という。）については、妥当である。

2 審査請求の経緯

（1） 審査請求人は、令和2年4月6日付けで渋川市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条及び第6条に基づき実施機関に対し、以下の内容の情報公開請求を行った（以下「本件公開請求」という。）。

「公表されている裁決書（総第85号（令和2年3月12日付））において、市長が主張等している次の事項に関する根拠文書等

1 審理関係人の主張の要旨 2 実施機関の主張の要旨（1）原処分とした理由についての中の文言“投書に関する情報を一部でも公開する制度になる”ことを否定主張する根拠となる文書等

2 同（2）ぱらぼらの事業のあり方についての中の文言“投書に関する事項は一切公開せず、投書の秘密を最大限担保することが、市民等

からの率直な意見を広く聴取するというばらばらの事業目的を達成するための大前提である”と主張する根拠となる文書等

3 理由1 審査会の判断（4）ばらばらと条例第1条との関係性についての中の文言“ばらばらの制度設計”なる「制度設計」が明確に分かる根拠文書等」

（2） 実施機関は、令和2年4月21日付けで原処分を行い、審査請求人に通知した。

（3） 審査請求人は、令和2年5月17日付けで実施機関に対し、原処分の取消し及び情報不存在決定を求めて審査請求を行った。

（4） 実施機関は、令和2年6月4日付けで書面にて審査請求に対する弁明を行った。

（5） 審査請求人は、令和2年6月15日付けで書面にて実施機関の弁明に対する反論を行った。

（6） 審査庁（渋川市長）は、令和2年7月3日付けで原処分に係る審査請求について、当審査会に双方が弁明又は反論する書面を添えて諮問した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

（1） 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条及び第6条に基づき本件公開請求を行ったことに対し、実施機関が令和2年4月21日付けで行った原処分について、その決定を取り消し、本件公開請求の情報不存在決定を求めるものである。

（2） 審査請求の理由

ア 実施機関が原処分により公開した情報は、原処分の通知書の備考欄に記載された（1）渋川市投書箱運用要綱（弁明書（令和元年9月27日付け総第93号）が作成された時点の内容）、（2）令和元年9月26日決裁の「審査請求に係る協議の回答受領及び弁明書の提出について（伺い）」、（3）令和元年10月11日決裁の「弁明書の差

替えについて（伺い）」及び（４）令和元年１１月１８日決裁の「再弁明等に係る協議の回答受領及び再弁明書の提出について（伺い）」（以下「公開文書」という。）であるが、いずれも審査請求人が本件公開請求した根拠文書等ではない。

イ 公開文書（１）は、浜川市投書箱運用要綱（平成３１年４月１日改正。以下「旧要綱」という。）であり、市長の主張等の根拠たり得ない。

ウ 公開文書（２）から（４）までは、市長の主張等は記載されているけれども、その主張等の根拠文書等についての記載は皆無であるゆえに、市長の主張等の根拠たり得ない。

エ 浜川市投書箱運用要綱（令和２年４月１日改正。以下「新要綱」という。）及び浜川市投書箱の運用に関する事務処理基準（令和２年４月１日制定。以下「処理基準」という。）を一見すると、新要綱第９条及び処理基準第４項の規定において、旧要綱には規定のない市長の主張等の一部を要約等した事項が、辻褃合わせ的に追加されたことが見出せる。このことは、令和２年４月１日以前には、市長の主張等を記した文書等が存在していなかったことを傍証している。

オ 審査請求人が本件公開請求した根拠文書等は、情報公開制度の「原則公開」の趣旨を全く考慮していない、また、条例にも違反している市長の主張等の根拠となる法令等である。

４ 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容はおおむね次のとおりである。

（１） 原処分とした理由について

実施機関は、原処分に係る公開文書は、市長の主張等の根拠文書に該当するため、原処分が妥当であると主張する。ぱらぼらの事業のあり方や制度設計についての根拠について、情報として存在するものは、公開文書である。この公開文書は、実施機関である市長の考え方を示した情報であり、市長の主張等の根拠となるものである。

（２） 新要綱及び処理基準について

本件公開請求は、公表している裁決書が作成された時点での市長の主張の根拠が請求内容であり、当該裁決をした時点での市長の主張の根拠は、原処分による公開文書である。新要綱において追加した内容及び処理基準で規定した内容は、原処分に影響しない。

5 審査会の判断

(1) 審議の経過

年 月 日	経 過
令和2年7月3日	諮問
令和2年8月3日	概要説明、審議
令和2年8月25日	審議

(2) 審査会の判断

ア 裁決書について

本件公開請求に係る裁決書は、当審査会が令和2年3月5日付けで答申した渋情答申第2号を受けた審査庁が令和2年3月12日付けで裁決したもの（以下「本件裁決書」という。）である。審査庁は、この裁決において、本件裁決書に係る令和元年8月17日付け審査請求（以下「前審査請求」という。）を棄却している。

イ 公開文書の情報該当性について

当審査会で公開文書4件を見分した。公開文書（1）は、平成31年4月1日に改正され、令和2年4月1日に改正されるまで運用されていた投書箱に関する旧要綱である。公開文書（2）は、前審査請求に対し、実施機関が書面にて弁明するために作成された起案文書一式であり、令和元年9月26日付けで市長の決裁がなされている。公開文書（3）は、公開文書（2）に係る弁明書について、形式的な誤り

が判明したため、実施機関が差替えを審査庁に依頼するための起案文書一式であり、弁明している内容については、公開文書（２）と同一である。公開文書（４）は、実施機関が書面にて再弁明するために作成された起案文書一式であり、令和元年１１月１８日付けで市長の決裁がなされている。

条例第２条第２号において、「情報」は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録されている情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が管理しているものをいう。」と規定されている。

公開文書を確認したところ、いずれも実施機関の職員が職務の遂行上作成した文書であり、既に決裁が済んでいる文書で保管されているものであるから、組織的に用いるものとして管理しているものと認められる。

なお、公開文書において原処分のおり一部公開しない情報とされている内容については、本件諮問において争点となっていないため、当審査会で審議しない。

ウ 本件公開請求に係る情報の内容について

本件公開請求に係る情報の内容は、２（１）のおりであるが、本件公開請求の文面を確認したときに、「根拠文書等」又は「根拠となる文書等」と記載されており、抽象的な記述にとどまっていた公開請求の対象が法令に限られていない。審査請求人が求める情報の内容が必ずしも明確になっているとは言い難く、仮に公開文書が審査請求人が意図する情報と異なっていたとしても、公開文書の内容が本件公開請求に係る情報の内容と全く異なるものではなく、前イのおり公開文書が条例で規定する情報と認められる以上、実施機関が条例第７条により本件公開請求の文面から情報を特定して条例第８条に規定される非公開情報を除き公開しているのであるから、審査請求人が求めて

いる情報に該当せず、存在しないとまでは言えない。

また、審査請求人は、求めている根拠文書等は市長の主張等の根拠となる法令等であると主張しているが、本件裁決書に記載されるばらばらの事業が実施機関の裁量により運営されていることを鑑みるに、公開文書が原処分に係る情報であるならば、当審査会ではそれを本件公開請求に係る情報として判断せざるを得ない。

エ 審査請求人はその他種々主張するが、本件の結論に至る判断を左右するものではない。

オ 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

狩野 要一、黒川 美登枝、清水 敏晶、永井 政之、廣瀬 淳